

○国立大学法人筑波大学における研究インテグリティ・研究セキュリティの確保に関する規則

〔令和5年3月23日〕  
法人規則第30号

改正 令和 8年法人規則第41号

国立大学法人筑波大学における研究インテグリティ・研究セキュリティの確保に関する規則

(目的)

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）における研究インテグリティ・研究セキュリティを確保するために必要な事項を定め、もって法人の国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この法人規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究インテグリティ 研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対して新たに確保が求められる、研究の健全性・公正性をいう。
- (2) 研究セキュリティ 経済的、戦略的なリスクや国家的、国際的な安全保障のリスクをもたらす行為者や行動から研究コミュニティを保護する活動をいう。
- (3) 研究者等 法人に雇用されて研究活動に従事している者並びに法人の施設及び設備を利用して研究に携わる全ての者をいう。
- (4) インシデント 研究インテグリティに係るものにあつては意図的又は偶発的に生じる科学研究又は法人の国際的な信頼低下をいい、研究セキュリティに係るものにあつては意図的又は偶発的に生じる経済安全保障上の重要技術の流出をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、法人における研究インテグリティ・研究セキュリティの確保に係るマネジメント（以下「研究インテグリティ・研究セキュリティマネジメント」という。）の体制を整備するものとする。

(研究者等の責務)

第4条 研究者等は、自らの研究活動の透明性を確保するとともに、説明責任を果たすため、必要な情報について所属機関等に開示を行うものとする。

(研究インテグリティ・研究セキュリティマネジメント統括責任者)

第5条 法人に、研究インテグリティ・研究セキュリティマネジメントに関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・研究セキュリティマネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、研究を担当する副学長をもって充てる。

(研究インテグリティ・研究セキュリティマネジメント会議)

第6条 法人に、研究インテグリティ・研究セキュリティの確保に関する基本方針、戦略及び重要事項を審議するため、研究インテグリティ・研究セキュリティマネジメント会議（以下「会議」という。）を置く。

（組織）

第7条 会議は、次に掲げる構成員で組織する。

- (1) 統括責任者
- (2) 教育を担当する副学長
- (3) 産学連携を担当する副学長
- (4) 国際を担当する副学長
- (5) 総務を担当する副学長
- (6) 利益相反・輸出管理マネジメント室長
- (7) その他統括責任者が指名する者 若干人

（議長等）

第8条 会議に議長を置き、前条第1号の構成員をもって充てる。

- 2 議長は、会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する構成員がその職務を代行する。

（任期）

第9条 第7条第7号の構成員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、構成員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の構成員は、再任されることができる。

（議事）

第10条 会議は、構成員の4分の3以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 会議の議事は、十分な議論を尽くした上で、出席した構成員の3分の2以上の多数をもって決する。

（構成員以外の出席）

第11条 会議は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（研究インテグリティ・研究セキュリティマネジメント実務委員会）

第12条 会議に、次に掲げる事項を審議するため、研究インテグリティ・研究セキュリティマネジメント実務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 研究インテグリティ・研究セキュリティに係る法人規則等の制定及び改廃の立案に関すること。
- (2) 研究インテグリティ・研究セキュリティの確保に係る要請等に関すること。
- (3) 研究インテグリティ・研究セキュリティマネジメントのための調査に関すること。
- (4) 研究インテグリティ・研究セキュリティの確保に係る教育研修に関すること。

(5) 会議が必要と認める事項

(6) その他研究インテグリティ・研究セキュリティマネジメントに関すること。

2 委員会は、前項第5号の事項を審議した場合には、当該審議内容を会議に報告するものとする。

(組織)

第13条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 統括責任者

(2) 教育推進部教育推進課長

(3) 国際局国際室の担当課長

(4) 総務部組織・職員課長

(5) 財務部財務企画課長

(6) 研究推進部研究企画課長

(7) 産学連携部産学連携企画課長

(8) 利益相反・輸出管理マネジメント室長

(9) その他統括責任者が指名する者 若干人

(委員長等)

第14条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(任期)

第15条 第13条第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の委員は、再任されることができる。

(議事)

第16条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことはできない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第17条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(相談窓口)

第18条 研究インテグリティ・研究セキュリティの確保に関する相談等に対応するため、研究推進部研究企画課に相談窓口を設置する。

(啓発)

第19条 法人は、所属する研究者等、事務職員、技術職員等に対し、研究インテグリティ・研究セキュリティの確保及び技術・情報流出の危険性について啓発に努める。

(インシデント報告)

第20条 研究者等は、インシデントが発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときには、速やかに相談窓口を通じて統括責任者にその旨を報告しなければならない。

2 統括責任者は、前項の報告があったときには、速やかに学長にその旨を報告しなければならない。

3 学長は、前項の報告があったときには、関係部局に対応措置を指示するものとする。

(懲戒)

第21条 研究者等が会議での決定に従わない場合又は故意若しくは重大な過失によってインシデントが発生させた場合には、就業規則に基づき懲戒処分の対象となることがある。

(雑則)

第22条 この法人規則に定めるもののほか、研究インテグリティ・研究セキュリティの確保に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規則は、令和5年3月23日から施行する。

附 則 (令8.5.28法人規則41号)

この法人規則は、令和8年5月28日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学における研究インテグリティ・研究セキュリティの確保に関する規則の規定は、同年4月1日から適用する。